

学習者用端末利用の基本的な考え方（持ち帰り等）

吉田町教育委員会学校教育課

1 端末の故障・破損の考え方

【学校内】

- ・故意ではない故障・破損→令和3年度は教育委員会で対応（修繕費）する。
- ・故意の場合は、保護者負担とする。（他の備品の考え方と同じ）

【学校外】

- ・保護者負担とする。（故意か故意ではないか判断できないため）

2 端末保険の考え方

- ・教育委員会から保護者へ保険の案内を出す。（損害分を補償する保険・県P推奨子ども総合補償（別紙1）→現在、他社のものがあるか聞き取り中）
- ・加入については、保護者の任意とする。
- ・令和4年度以降については、今後検討する。

3 学校外＝持ち帰りへの対応

- ・5月に保護者へ
 - ① 確認書の提出依頼（別紙2・3・4）
 - ② 家庭のWi-Fi環境の整備依頼
 - ③ 保険への任意加入依頼
 - ④ 資料（吉田町の考え及びQ&A）配布（別紙5・6・7）
- ・探究基礎の1コマを使って、④の資料を児童生徒と確認する。
- ・6月中までに、
 - ①「家のPC等でログインできるか？確認してみよう」期間の実施
 - ②①ができない子は、「学校の端末を持ち帰り、家のWi-Fi等につないでみよう」期間の実施
 - ③家庭用チェックアンケートの実施
 - ④支援が必要な家庭への働きかけ
 を行う。（レクチャー用のお便り、チェックアンケート作成中）
- ・5月中に、教育委員会（オカムラ支援員にも依頼）が、家庭でのログイン方法や接続についての方法を先生方（情報担当＋得意な先生、学年1人程度）に説明する。
- ・準備ができ次第（目安としては、7月）学校の判断で持ち帰りをスタートする。
- ・持ち帰りの方法については、学年に応じた方法で実施する。
- ・7月17日（土）に親子体験会を実施する。（Google×常葉大学三井先生）
 内容としては、①家庭に持ち帰ってきたら、どんなことを行うのか？
 （例えば、どんな課題が出されるのか？）
 ②家庭でのモラル教育はどんなことをしたらよいのか？
 （家庭のPCを使うときに気を付けることは？）
 ③いざというときのオンライン授業（Meet）体験
 ④家庭のWi-Fiやテザリング接続の方法レクチャー
 ⑤ミライシードの使い方
 等を検討している。

4 家庭のWi-Fi環境に対する町の補助等

- ・基本的には、家庭での環境整備をお願いする。通信費、充電（次の日に学校で使用するのに困らないようにする。）にかかる費用は家庭負担とする。
- ・要保護、準要保護家庭への支援として、Wi-Fiルーターの貸出し、通信費の補助を支給する。（Wi-Fiルーターは50台用意済み）

※通信費の補助には、要領改正が必要

- ・それでも環境が整わない児童生徒には、①オフライン編集機能を使用する。
②放課後残って学習する。
③朝の時間の学習を許可する。

等の手立てを講じる。（家庭の環境整備の様子を見ながら、紙媒体との併用から実施する。）

5 移動時用PC袋について

- ・学校内、持ち帰り等の移動時に使用するPC袋については、各校で用意する。（用意する方法は、各校で決定する。）今後は、新入生用品に入れる等の検討を行う。
- ・今後、必要なものが出てきた場合は4校で相談するが、基本的には各校で用意する。